

二人世帯向シルバーピアの入居資格

申込みできる方は、申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。

1 申込者が65歳以上であること

2 申込者が東京都内に継続して3年以上居住していること

- (1) 申込者本人が、東京都内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに、申込日から審査日まで継続して、次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - イ ア以外の場合は、申込日において在留実績が継続して1年以上あること。

3 65歳以上の同居親族がいること

申込日現在、一緒に住んでいる65歳以上の親族と申込むことが原則です。

※ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上。（申込日現在57歳以上の方）

※外国人の同居親族については中長期在留者で、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 申込者と婚約している方で入居手続きまでに入籍できること。
 - イ 申込日現在、申込者と税法上の扶養関係にある方
 - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。
- (2) 内縁関係の場合、申込日以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み
 - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

4 所得が定められた基準内であること

入居する方全員の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円～2,948,000円

※申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。
※同居親族が、申込日現在、60歳以下であり、次のいずれかにあてはまらない場合は、所得基準は0円～2,276,000円となります。

(1)心身障害者の方

次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2)原子爆弾被爆者の方

申込者が厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(3)海外からの引揚者の方

申込者が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方であり、そのことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

(4)ハンセン病療養所入所者等の方

申込者がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 住宅に困っていること

(1)入居する方に、住宅または土地の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含まれます。)ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みことができます。

- ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、都営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できること。
→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなること。
(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)
→資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2)現にシルバーピアに入居している方は申込みできません。

6 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。